

◎概要

目的	中心市街地エリアにおける出店を促進するとともに、にぎわいを創出し、もって地域経済の活性化を図ること。
事業内容	中心市街地の空き店舗や遊休地で、上記目的に該当する補助事業を実施する団体に対して補助金を交付するもの。 ※遊休地とは、放置されている状態の未利用地を指す。
補助対象エリア	中心市街地の商業地域のうち、別図に定める赤色区域に面する部分に限る。(別表第1参照)
補助対象者	個人又は事業者等で構成される団体(市内外は問わない)であって、補助事業を実施する団体 ※新発田市暴力団排除条例に抵触する団体は除く。
補助対象経費	会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、貸借料、保険料、雑役務費、委託費、その他(別表第2参照)
補助率	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額
補助限度額	40万円

◎申請手続き

募集期間	随時(年度予算の範囲内で申請受付) ※同一団体につき同一年度1回に限る。
注意事項	他の制度による補助金等の交付を受ける事業は、補助事業としません。
	交付決定日以前に発生した費用は、補助対象外となります。
	申請前に契約行為等がある場合、申請を受け付けることはできません。 ※事業開始前に必ず申請が必要となります。
必要書類	①交付申請書(第1号様式) ②事業計画書(第2号様式) ③収支予算書(第2号様式の2) ④誓約書(第2号様式の3) ⑤補助対象経費の金額が確認できる資料(見積書等) ⑥補助事業実施箇所の位置図 ⑦その他市長が必要と認める書類 ※ ①、②、③、④＝定型書式あり(一部任意書式でも可) 後日の提出で可能な書類もありますので、下記までお問い合わせください。
お問い合わせ・申請先	商工振興課 住所：新発田市中央町3丁目3番3号 ヨリネスしばた6階 TEL：0254-28-9650(商工振興課直通) FAX：0254-28-9670 E-mail: shoukou@city.shibata.lg.jp